合併につき株券等提出公告

当社は、ＣＣＨ６ｂ株式会社（合併の効力発生を条件として株式会社アクトワンヤマイチに商号変更すること及び大阪府大阪市北区堂島浜一丁目四番一九号に本店を移転することを予定しております。）と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年三月八日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年二月三日

大阪府大阪市北区堂島浜一丁目四番一九号

株式会社アクトワンホールディングス

代表取締役　渡邊　建三

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社デンソーを完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年三月十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年二月三日

愛知県常滑市久米字御林二〇〇番地

大信精機株式会社

代表取締役　鹿村　秋男

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である丹田久嗣が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年二月三日

東京都港区芝三丁目一四番四号ＮＢ三田ビル

Seven Dreamers Laboratories,Inc.

日本における代表者　丹田　久嗣

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である有澤知行が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年二月三日

東京都港区浜松町二丁目四番一号世界貿易センタービル三四階

アメレックス・ペトロリアム・コーポレーション

日本における代表者　有澤　知行

限定承認公告

本籍埼玉県坂戸市大字紺屋六二八番地、最後の住所東京都八王子市上壱分方町七一番地二

アメニティーライフ八王子二三〇八号

被相続人　亡　原　澄

右被相続人は平成二十八年十月八日死亡し、その相続人は平成二十八年十二月二十七日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月三日

千葉県市原市桜台二丁目一五番地の二

相続財産管理人　岸野　功治

限定承認公告

本籍愛知県一宮市千秋町塩尻字新屋敷五番地、最後の住所岐阜県大垣市本今町二一三番地一ソレアードⅢ一〇一

被相続人　亡　鬼頭　俊行

右被相続人は平成二十八年十月十七日死亡し、その相続人は平成二十九年一月二十三日岐阜家庭裁判所大垣支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月三日

愛知県一宮市千秋町塩尻字新屋敷五番地

限定承認者　鬼頭　芳紀

限定承認公告

本籍大阪府吹田市垂水町三丁目二四番、最後の住所京都府京都市伏見区向島藤ノ木町七二番地向島市営住宅九―一棟一一六号

被相続人　亡　稲次　惠子

右被相続人は平成二十八年十一月十八日死亡し、その相続人は平成二十九年一月二十三日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月三日

大阪市住吉区帝塚山東一丁目六番一〇号

限定承認者　古川　貴子

限定承認公告

本籍広島県三次市秋町八〇二番地、最後の住所広島県三次市秋町八〇二番地

被相続人　亡　藤田　伸幸

右被相続人は平成二十八年十月十九日死亡し、その相続人は平成二十九年一月二十七日広島家庭裁判所三次支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月三日

広島県三次市秋町八〇二番地

相続財産管理人　藤田　銀一

広島市中区上八丁堀四番二七号　上八丁堀ビル二階

上八丁堀法律事務所

右代理人弁護士　渡邉　直樹

限定承認公告

本籍広島県廿日市市地御前一丁目一一〇〇番地一〇五、最後の住所広島県廿日市市地御前一丁目一六番八号

被相続人　亡　藤原　幸治

右被相続人は平成二十八年十月二十四日死亡し、その相続人は平成二十九年一月二十六日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月三日

広島市中区上八丁堀七番七号　H&A八丁堀ビル三〇二号　安芸法律事務所

相続財産管理人藤原千富

代理人弁護士　櫻河内章悟

限定承認公告

本籍長崎県大村市古賀島町一三三番地一〇、最後の住所長崎県大村市松山町二三二番地二アバンティ松山一〇二号

被相続人　亡　関　典央

右被相続人は平成二十九年一月五日死亡し、その相続人は平成二十九年一月二十日長崎家庭裁判所大村支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月三日

長崎県大村市松並一丁目一五七番地六松並第一アパートＣ棟四〇三

限定承認者　関　ツヨ子

限定承認公告

本籍宮崎県都城市安久町六一五九番地一七、最後の住所鹿児島県志布志市志布志町安楽二五七九番地

被相続人　亡　櫨田　徳雄

右被相続人は平成二十八年九月二十三日夕方頃死亡し、その相続人は平成二十九年一月二十四日鹿児島家庭裁判所鹿屋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月三日

宮崎県都城市安久町六一五九番地七

相続財産管理人　櫨田　敬也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七億五千九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十八年五月十六日付官報の号外第百七号四十四頁に掲載されています。

平成二十九年二月三日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五あると

綜合事務所内　大塚特定目的会社

取締役　池田　卓也

正誤

ページ	段	行	誤	正
三七二	上	二〇	陸墓監	陵墓監

（原稿誤り）

平成十三年三月三十日（号外第六十三号）公布人事院規則一七―〇―六一（人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）を改正する人事院規則）

（原稿誤り）

平成二十八年十月十二日国土交通省告示第千百三十三号（船舶安全法に基づく型式承認等をした件）

（原稿誤り）

七ページ上段終りから二二行目物件の名称の項中は次のとおりの誤り。

救命いかだ（その他の救命いかだ）（自動復原膨脹式救命いかだ）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月三日付第二二号六四ページ

―ジ●同日付政府調達第二二号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）